

学校の働き方改革実施プラン

平成 31 年 3 月

昭島市教育委員会

1 目 的

教職員の長時間勤務を改善し、教職員が情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境を整備することにより、教職員の心身の健康保持やライフ・ワーク・バランスの取れた生活を実現するとともに、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育活動の質の維持向上を図る。

時代の変化に合わせた授業改善や価値観の多様化した保護者・地域への対応、複雑化する児童・生徒の問題行動や教育力の低下した家庭への対応など学校に求められる期待は年々高まっている。

一方で、教員の多忙化の問題による超過勤務の実態は東京都総務局の平成 29 年 6 月の教員勤務実態調査によれば、週当たりの在校時間が 60 時間を超える「過労死ライン」相当にある教員が小学校 37.4%（教諭）、中学校 68.2%（教諭）となっており、子どもたちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。

昭島市教育委員会では平成 28 年 6 月から各小・中学校にタイムレコーダーを導入した。その調査によると平成 28 年度の 6 月から 3 月の教員の勤務時間を超える月平均時間は小学校で 36 時間、中学校で 39 時間となっている。平成 30 年度の 4 月から 10 月の月平均時間は小学校で 29.1 時間、中学校で 29.4 時間となり、小・中学校ともに減少しており、学校の取組が徐々に浸透し一定の成果は上がっていると考えられる。

平成 30 年度には、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員を先行実施校に導入し、印刷やデータ入力などの業務や部活動指導の軽減を図った。このことにより、平成 29 年度と平成 30 年度の 6 月期の勤務時間を超える時間の平均期間を比較したところ、平成 29 年度は 50.1 時間だったところ、平成 30 年度には 40.6 時間となり、月当たり 9.5 時間の縮減を図ることができた。

今後も学校と教育委員会とが連携した取組を推進し、教員のライフ・ワーク・バランスの実現、教育活動の質の向上を図っていく必要があると考え、平成 30 年 3 月に策定した「教員の働き方改革を推進するための学校業務改善プラン」の内容をより一層充実させた「学校の働き方改革実施プラン」を策定することとした。

2 目 標

- 教育委員会は教員のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた学校の取組を支援する。また、基本方針を示し、教育委員会の事業の効率化・合理化を図っていく。
- 学校の管理職は「チーム学校」を意識し、適材適所の配置を行い、校務の効率化や合理化を図るとともに学習指導・生活指導等の組織的・効果的な対応を行う。また、教員一人一人の職務遂行状況の進行管理を行い、バランスを考慮した校務分掌の業務分担や困難な職務への指導・支援を行う。
- 教員は職責を果たすための意識を明確にもち、自己研鑽^{さん}を積んで効率的・合理的な職務行動に努め、職層に応じた職務を遂行するとともに自身のライフ・ワーク・バランスの視点をもった学校生活を送ることを心掛ける。

【当面の目標】

教員の長時間勤務の縮減を図る。

3 取組の方向性

東京都教育委員会は、市町村立小・中学校の都費負担教職員の任命権者として、長時間労働の是正、いわゆる働き方の改善に関し責務を有することから、東京都教育委員会が設定した「目的、目標、取組の方向性」を、昭島市教育委員会も共有して設定する。

- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
- (3) 学校を支える人員体制の確保
- (4) 部活動の負担の軽減
- (5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

【タイムレコーダー・出退勤タブレットを活用した教員の時間管理を行う】

- 教育委員会は、タイムレコーダー・出退勤タブレットにより記録された教員の勤務時間を超える時間を学校ごとに把握し、学校に対して指導・助言する。また、学校の業務量を把握し、改善に努める。
- 管理職はタイムレコーダー・出退勤タブレットを活用して、教職員の出退勤の管理を行う。

- 校長は平成 30 年度の教員の勤務時間を超える時間を基に削減目標を設定し、自己申告書に明記した上で業務改善を行う。
- 教員の超過勤務は週 15 時間以内、月 60 時間以内を目標とする。
- 管理職は勤務時間を超える教員を把握し、勤務時間外・休日の勤務時間によって、次の措置に努める。
 - ・勤務時間を超える時間が、月 40 時間～60 時間の教員には管理職から注意喚起を行うとともに健康状態の把握に努める。
 - ・月 60 時間～100 時間未満の教員には、校内において管理職による面接を実施する。
 - ・月 100 時間超えの教員には、教育委員会指導課と校長の判断により産業医の受診（面接指導）を勧める。
 - ・月 100 時間を 2 ヶ月以上連続した教員は、産業医に必ず受診（面接指導）させるとともに、教育委員会指導課は校長に対して業務管理について指導・助言をする。
- 校長は、学校の教員の勤務を超える時間を把握し、一人一人の教員への支援や学校全体の業務量の改善に努める。
- 教員は勤務時間を意識した職務遂行に努め、適切な管理ができるようにする。

【各小・中学校に定時退勤日を設定する】

- 各小・中学校は定時退勤日を毎週又は月に 4～5 日を設定し、教職員に周知するとともに取組を徹底する。設定された日に定時退勤ができない場合は、その週の中で定時退勤できるようにする。
- 昭島市教育委員会は 6 月・10 月・2 月を定時退勤強化月間とし、状況を把握して必要に応じて学校に指導・助言する。
- 各校の管理職は設定した曜日又は日にちは厳格に退勤管理をする。

【最終退勤時刻を設定する】

- 全小・中学校の最終退勤時刻を午後 8 時とする。（超過勤務週 15 時間以内）
- 最終退勤時刻後も学校に残る場合は管理職の許可制とする。許可した場合においても必要最低限とし、業務内容は管理職が把握する。

【学校閉庁日を設定する】

- 昭島市立小・中学校は夏季休業中に学校閉庁日を 3 日間設ける。
- 学校閉庁日期間は交換便はなしとする。電話等の連絡もなしとする。
- 学校閉庁日は学校管理員を各小・中学校に配置する。なお、この期間中の都事務職員・栄養士、市職員の勤務は通常通りとする。（夏休・年休・振替休業日の取得は構わない。）また、教員がこの期間に研修等により休みが取れない場合は出勤としても構わない。

【学校の連絡時間を設定する】

- 全校に自動応答メッセージ対応電話を設置し、遅い時間での電話対応を行わない。
- 保護者・地域との電話連絡・相談は原則として教員の勤務時間の終了時刻の午後 4 時 45 分までとする。ただし、緊急時は除く。また、保護者・地域の都合により、やむを得ない場合に限り管理職の判断で午後 4 時 45 分以降も対応できる。（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第 5 条第 2 項第四号、いわゆる超勤四項目の四）なお、電話連絡・相談の終了時刻は午後 7 時 30 分までの時刻で各学校で定めることも可能とする。その際は各学校から保護者等に周知する。
- 教育委員会は広報等を活用して学校への連絡・相談時間について周知する。
- 教育委員会と学校との電話連絡は午後 6 時以降禁止とする。ただし、緊急時は除く。

（２）教員業務の見直しと業務改善の推進

【教育委員会発出の書類や主催する会議を精選していく】

- 昭島市教育委員会発出の文書・調査依頼を精選する。（東京都教育委員会及び議会対応は除く）
- 会議時間の縮小と資料作成の効率化を図る。
- 教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについて、役割分担の見直しや ICT 機器や校務支援システムの積極的な活用に努め、学校や教職員の負担を軽減する。
- スクール・サポート・スタッフや部活動指導員を積極的に導入し、教員の職務軽減を図る。

（３）学校を支える人管理体制の確保

【学校の組織運営や指導体制を強化する】

- 校長は学校マネジメント能力を活かし、リーダーシップを発揮して組織として自校の業務改善に取り組むとともに、保護者・地域との連携を強化して「チーム学校」をつくりあげる。
- スクール・カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ALT、その他学習支援員等を効果的に活用する。
- いじめや不登校といった問題のうち、学校だけでは対応できない問題に対応するために、教育委員会に設ける弁護士や社会福祉士等を含めた、いじめ問題対策委員会を行えるようにする。

(4) 部活動の負担の軽減

【「昭島市立中学校に係る部活動の方針」に基づいた運営をする】

- 学校は部活動の方針及び年間活動計画を示し、計画的に活動できるようにする。
- 適切な休業日等の設定をする。
 - ・学期中は週当たり2日以上 of 休業日を設ける。長期休業中においても、学期中の取組に準じる。
 - ・1日の活動時間は、長くとも学期中の平日は2時間程度、週休日及び長期休業中は3時間程度とする。
- 部活動指導員を積極的に活用し、教員の負担軽減を図る。また、従来からの部活動指導補助員も併用する。

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

【教員が個人や家族で過ごす時間を確保する】

- 夏季休業中は児童・生徒が登校してくる時間・期間は限られており、業務量も減るため勤務時間を超える勤務は原則としてしない。
- 長期休業中は「夏休」5日の取得はもちろんであるが、合わせて年次有給休暇の取得促進を各学校で工夫して行う。学期中においても、各学校で工夫して年次有給休暇の取得に努める。
- 現在、都庁や都立学校で取り組んでいる「育ボス宣言」を、市内小・中学校においても推奨する。

(6) その他

【学校の労働安全衛生管理体制を整備する】

- 教育委員会は副校長の労働安全衛生推進者としての意識向上の研修等を行う。
- 学校は「昭島市立学校衛生推進者設置規程」（平成23年4月）に基づき、教職員の労務管理の徹底を指示し、進行管理を行う。